熊谷市指定管理者選定委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市公の施設の指定管理者の指定を公正に行うため、熊谷市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審査する。

⑴指定管理者の選定方法に関すること。

⑵指定管理者の候補者の選定に関すること。

⑶前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めたこと。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。市長が必要と認めるときは特別委員を加えることができる。

２　委員長は総合政策部に属する事務を担任する副市長を、副委員長は総合政策部長を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

⑴総務部長

⑵市民部長

⑶福祉部長

⑷こども健康部長

⑸環境部長

⑹産業振興部長

⑺都市整備部長

⑻建設部長

⑼上下水道部長

⑽教育次長

３　特別委員は任期を３年とし、施設ごとに該当分野において特別の見識のある者のなかから市長が任命するものとする。また再任についてはこれを妨げない。

（会議）

第４条　委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは副委員長が、委員長及び副委員長共に事故があるとき又は委員長及び副委員長共に欠けたときは総務部長が、その職務を代理する。

２　委員は、事故等のやむを得ない事由により、会議に出席することができないときは、当該委員の属する部（部相当のものを含む。）内の課長（課長相当職を含む。）をあらかじめ代理人として選任し、その職務を行わせることができる。

３　委員長又は委員が、公の施設の指定管理者に応募した団体の代表者又は役員を構成する立場にある場合には、当該公の施設に関する第２条第１項第２号に掲げる事項の審査に加わることができない。
４　委員会の議事は、出席した副委員長（前項に掲げる場合を除く。）、委員及び特別委員のある場合は、それを含む過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　委員会の会議は、非公開とする。
（会議の開催）
第５条　委員会は委員長が必要と認めたとき開催する。
２　委員会は、委員長、副委員長を含む委員、特別委員のある場合は、それを含む半数以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。
３　委員長が急施を要すると認めたとき又は委員会の会議を開く暇のないときは、各委員に合議して会議に代えることができる。
（関係者の出席）
第６条　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員及び申請団体等の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、総合政策部施設マネジメント課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 19 年 6 月 29 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
附　則
この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。